

# 那覇市職員措置請求書

令和2年2月25日

那覇市監査委員 殿

## 第一 請求の要旨

- 1 那覇市は、久米2丁目の松山公園内に平成25年に建設された一般社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）の設置許可処分を取り消し、または、同契約を解除し、その撤去を求めよ。
- 2 那覇市は、那覇市長に対し過去1年間の一般社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）にかかる地代相当の金5,767,200円の金員を請求せよ。
- 3 那覇市は、那覇市長に対して、一般社団法人久米崇聖会から徴収すべき久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）にかかる固定資産税一年間相当の金員を請求せよ。

## 第二 請求の理由

- 1 久米2丁目に新設された松山公園は、那覇市の公有財産である。本来、それは市民が安全に子供達を遊ばせる事の出来る環境を有した数少ない公園となるはずだった。新設の松山公園に隣接する元々の松山公園は高台にあること、樹木により近隣住民からの監視の目が届きにくいこと等、子供が安全に遊べる環境となっていない。
- 2 那覇市は、国有地を那覇市の公園として使用するとして、国から全面積の2/3を取得し1/3を無償で借用し、この新設の松山公園用地の取得と周辺整備に20数億円を支出しているところ、この巨額な支出をした公園用地の実質約3割を一般社団法人久米崇聖会に無償で使用させている。
- 3 この点については、以下に示す通り、5年に及ぶ住民訴訟で久米崇聖会による無償での使用が憲法の定めるところの政教分離の原則に違反するとの判断が下されている。
- 4 監査請求から第二審判決までの経緯は次のとおりである。  
平成26年3月4日那覇市職員措置請求（監査請求）、  
同年5月21日住民訴訟平成26年（行ウ）第17号提訴、

平成 28 年 11 月 29 日一審判決・住民敗訴、控訴、  
平成 29 年 6 月 15 日控訴審・地裁への差し戻し判決、  
平成 30 年 4 月 13 日地裁差し戻し審・住民逆転勝訴判決、  
平成 31 年 4 月 18 日控訴審・住民勝訴、使用料を請求しないことは違法と  
判決。

5. そして、そもそも久米至聖廟は、政教分離に反する違憲・違法な設置であり、  
設置許可を取り消し、直ちに撤去されるべきである。また、上記判決後にお  
いても、那覇市長は、一般社会法人久米崇聖会所有の久米至聖廟(孔子廟・  
明倫堂)を無償で使用させたまま放置し、固定資産税の徴収もしていない。
6. よって、請求人は、那覇市に対し、上記久米至聖廟の設置許可処分を取り消  
し、または、その契約を解除し、上記久米至聖廟の撤去と、上記久米至聖廟の使  
用にかかる地代相当金(1 年間)、上記久米至聖廟にかかる固定資産税を徴収すべ  
きことを求める。

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え  
必要な措置を請求します。